

別紙リスク分担表 ○印がリスク負担者

リスクの種類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
募集手続	公募に関して市が公表した資料の誤り、変更等に関するもの	○	
	応募費用に関するもの		○
法令変更	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	
税制変更	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		○
	上記以外の税制度の新設・変更	○	
許認可	事業実施に当たり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施に当たり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
政策変更	市の政策変更による事業の変更、中止など	○	
利用者	指定管理者が行う管理に対する苦情など		○
環境	市の要求に起因する環境問題（騒音・振動など）	○	
	指定管理者が行う管理に起因する環境問題		○
第三者賠償	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	双方の協議による	
事業中止□変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
業務内容変更	市の指示による業務内容の変更	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
再委託管理責任	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動など双方の責任でない自然的、人為的な現象）による業務の変更、中止		○
	不可抗力により第三者に与えた損害	双方の協議による	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	不可抗力による市所有の施設、設備、備品等の損害	双方の協議による	
	不可抗力による指定管理者所有の備品等の損害		○
施設・備品損傷	市の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設、設備、備品が損傷	○	
	指定管理者の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設、設備、備品が損傷		○
	第三者の事由による事故、火災等により施設、設備、備品が損傷	双方の協議による	
	経年劣化により施設、設備が損傷（1件30万円未満の修繕費）		○
	経年劣化により施設、設備が損傷（1件30万円以上の修繕費）	双方の協議による	
	経年劣化により市の備品が損傷（取得価格が10万円未満）		○
	経年劣化により市の備品が損傷（取得価格が10万円以上）	双方の協議による	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大（物価変動、金利変動、資金調達等）		○
業務評価	業務内容が市の要求する水準に達しない		○
終了手続	指定管理期間終了時の施設の水準保持		○
	事業の終了時における手続に関する諸費用		○